

三田市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種機関・団体（以下「団体等」という。）が行う事業に対して、三田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が後援・共催及び協賛（以下「後援等」という。）名義使用の許可に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体等 法人格を有する団体の他、団体規約を有し代表者が定められた任意団体等をいう。
- (2) 後援 教育委員会が、団体等の実施する事業に名義的に参加することをいう。
- (3) 共催 教育委員会が、団体等と共同で一つの催しを行うことをいう。
- (4) 協賛 教育委員会が、団体等の実施する事業に賛同し、協力することをいう。

(許可条件)

第3条 後援等名義の使用許可は、次の各号に該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 教育、文化、スポーツ・レクリエーション等社会教育の振興を図ることを主たる目的とし、広く市民一般を対象とすること。
 - (2) 市民の福祉の増進及び地域社会の発展に寄与すると認められること。
 - (3) 営利を主たる目的とするものでないこと。
 - (4) 特定の政治・宗教団体の利害に関するものでないこと。
 - (5) 暴力行為や迷惑行為等の恐れのないこと。
 - (6) 対象者に対する経済的負担が過重でないこと。
 - (7) その他教育委員会が適当と認めたものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別の理由により教育委員会が許可することが不適當であると認める場合は、同項各号に掲げる許可条件に該当する事業であっても、これを許可しないことができる。

(申請手続)

第4条 後援等の名義使用許可に関する申請をしようとする者は、開催日前1月までに教育委員会後援等名義使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し

なければならない。

(許可の決定)

第5条 教育委員会は、前条の後援等の名義使用許可に関する申請を受理したときは、当該申請に係る内容の審査を行い、許可又は不許可を決定し、その旨を教育委員会後援等名義使用通知書(様式第2号)により14日以内に申請者に通知するものとする。但し、重要かつ異例な申請内容等で、審査に時間を要すると判断した場合については、許可又は、不許可の決定通知期限を延長することができる。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかの決定をするときは、その理由を決定通知書に明記するとともに、その決定にあたっては、書面等による審査以外に聴聞の機会を設けることができる。ただし、聴聞を実施する場合には、三田市行政手続条例(平成9年三田市条例第3号。以下「条例」という。)に基づく方法により事務手続を行うものとする。

(1) 条件付きで許可するとき。

(2) 許可しないとき。

3 緊急やむを得ない場合を除き、重要かつ異例なものについては、教育委員会の決定にかからしめなければならない。

4 後援等名義使用許可に関し、専決処分をしたときは、これを教育委員会に報告しなければならない。

(内容の変更・許可の取消し等)

第6条 後援等の名義使用許可の決定後において、申請内容に変更が生じた場合は速やかに教育委員会に届け出て承認を受けなければならない。

2 前項に定める手続きを怠り、又は許可条件に反する行為、事項があった場合は、後援等の名義使用許可を取り消すことができる。

(事業報告書の提出)

第7条 後援等の名義使用許可を受けた者は、当該事業終了後14日以内に事業報告書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、三田市まちづくり活動支援事業助成金交付要綱(平成18年10月24日施行)に基づく実績報告があったときは当該事業報告書の提出があったものとみなす。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、教育長が別に定

める。

付 則

この要綱は、昭和62年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年6月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年7月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年5月2日から施行する。